

質問回答書			
NO	質問事項	回答	備考
1	仕様書に記載の「想定実車総走行距離約6,000km」について、「実車走行距離」とは、旅客が乗車している区間の走行距離を指すものでしょうか。それとも回送・迎車に係る走行距離を含むものでしょうか。	「想定実車走行距離」については、利用者を乗せて運行する区間の想定距離として算定しております。回送・迎車の走行距離については含んでおりません。	仕様書 9
2	仕様書に記載の「想定実車総走行距離約6,000km」について、回送・迎車を含まない場合、燃料費及び車両維持費の積算に用いるべき総走行距離（回送等を含む実走行距離）の想定値をお示しいただけますでしょうか。	運行車両の本拠地によって異なりますが、回送等を含んだ走行距離については、実車走行距離の約2倍の12,000km程度を想定しております。	仕様書 9
3	予約状況により、実際の運行回数が想定運行回数を継続的に上回った場合、委託料の変更協議の対象となりますでしょうか。または、1日あたりの運行回数に上限を設ける等の取扱いを予定されていますでしょうか。	想定運行回数を継続的に上回った場合について、委託料の変更協議することは可能です。 また、予約があった場合は原則として運行することとし、1日あたりの運行回数に上限を設けることは予定しておりません。	仕様書 9 仕様書10(1)(2)
4	契約期間中に鹿児島県の地域別最低賃金の改定が行われた場合、これは「賃金に著しい変動を生じた」場合として、委託料の変更協議の対象事由に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	最低賃金の改定のみをもって直ちに委託料を変更するものではないものと考えておりますが、燃料費の高騰等、著しい変動が生じていると認められる場合については、協議することは可能です。	仕様書10(5)
5	運行車両は、道路運送法上、自家用自動車として登録された車両である必要があるとの理解でよろしいでしょうか。また、現に事業用自動車として登録されている車両についても笠利地区同様に本業務に充てることは可能でしょうか。	本業務で使用する運航車両については、自家用自動車に限らず、事業用車両についても使用可能です。	仕様書 7 ①
6	自家用有償運送に使用できる車両は11人未満の普通自動車であれば、使用する車両の定員の制限はないのでしょうか。	定員の制限はございません。	仕様書 7 ①

7	使用承諾書の様式及び記載内容をお示しいただけますでしょうか。	関係書類に追加しておりますので、ご確認ください。	仕様書 7 ①
8	本業務の運行に支障のない範囲において、運行車両を受託者の他の業務に使用することは可能でしょうか。	本業務に支障がない範囲で、他業務への使用は可能です。	仕様書 7 ①
9	代替車両について、本業務専用として常時確保する必要がありますでしょうか。それとも、必要が生じた際に受託者が保有する他の車両（乗車定員が同等以上のもの）を充当する体制で差し支えないでしょうか。タクシー車両運用の可否について	必要時に使用できる代替車両を充当する体制で差し支えありません。 なお、事業用車両の使用も構いません。	仕様書 7 ③
10	任意保険について、市が求める補償内容の最低水準（対人・対物・搭乗者傷害の各補償額）をご教示ください。また、運行主体である奄美市において別途付保される保険の有無についてもご教示ください。	補償内容は、対人については無制限とし、対物及び搭乗者傷害についての補償内容は任意で構いません。 なお、本市が別途保険に加入する予定はございません。	仕様書10(4)
11	「事務所内に予約受付ができる体制を確保すること」について、本業務専用の設備及び要員を配置する必要がありますでしょうか。それとも、受託者の既存の事務所において、他の業務と兼務する体制により予約受付を行うことでも差し支えないでしょうか。	既存の事務所や職員との兼務でも構いません。	仕様書 8 ①(4)
12	運転乗務員について、受託者又はその関係会社の他の業務に従事する者が兼務することは可能でしょうか。可能な場合、労働時間及び拘束時間は、他業務分を通算して管理するとの理解でよろしいでしょうか。	他業務従事者等での兼務についても差し支えありません。 なお、兼務する場合についても、本業務に必要な人件費として見積額に計上して差し支えありません。	仕様書 8 ②(1)
13	（１）運行車両2 台について、常時2 台を同時に稼働させる必要がありますでしょうか。それとも、予約状況に応じて1 台のみで運行する日又は時間帯があっても差し支えないでしょうか。	予約状況にもよりますが、基本的には1台の稼働で対応できるものと想定しております。ただし、予約人数に応じて、必要な場合には2台で運行できる体制を確保していただくことを想定しております。	仕様書 7 ①

14	(2) 運行車両2台について、常時2台を同時に稼働させる必要がありますでしょうか。 1台で運行するとなると、次の運行に間に合わないところもあります。 (例) 県病院に11:20到着、イオン11:30発 真名津バス停～県病院前までの所要時間は2分では足りません。 もし、1台で運行可能というのであれば今後、時間を調整することは可能でしょうか？	基本的に、1台での運行が可能となるよう想定し時間設定を行っております。 ただし、実際の利用状況等により1台での運行が困難な時間帯が生じる場合については、必要に応じて運行時間を調整することは可能です。	仕様書 7 ①
15	予約状況に応じて1台のみで運行する日又は時間帯があっても差し支えないでしょうか。	差し支えありません。	仕様書 7 ①
16	1回の予約で受けることのできる人数は、使用する車両の定員によります。 予約人数が1台の車両の定員を超えた場合、2台で運行する（続行便として運行する）ことになるのでしょうか？それとも、予約をお断りしてもよろしいでしょうか。	予約人数が1台の車両の定員を超える場合は、原則として2台での運行を想定しております。	仕様書 7 ①
17	運行日は年始を除く毎日である一方、予約の受付は土日祝日を除くこととされています。土曜日・日曜日・祝日及びその翌開庁日の便に係る予約は、いつまでに受け付けるものとお考えでしょうか。	土日祝日等の利用については、原則として直前の平日の17時までに予約を受け付けることを想定しております。	仕様書 6 ① 仕様書 8 (1)
18	予約の変更及びキャンセルは出発時刻の2時間前までとされていますが、別紙2の往路第1便（山田団地7:40 発）のように、当該時刻が受付時間（9時～17時）外となる便については、どのように取り扱うべきでしょうか。	変更・キャンセル期限が受付時間外となる便については、直前の受付日の17時までに連絡いただくことを想定しております。	仕様書 8 (1)①、③ 仕様書別紙 2
19	当日キャンセルの場合、キャンセル料をいただいてもいいのでしょうか。	キャンセル料を徴収することは想定しておりません。ただし、予約時刻の2時間以内のキャンセルについては、通常の運行料金を徴収することを想定しています。	仕様書 8 (1)①、③ 仕様書別紙 2

20	予約時間にお客様がいらっしゃらない場合の待ち時間はどの位でしょうか？	そのような事態が生じた場合については、5分程度を目安に待機や利用者へ連絡するなどの対応をいただくことになるかと考えております。それでも連絡が取れない場合については、キャンセルの取扱いになるものと考えております。	仕様書 8 (1)①、 ③ 仕様書別紙 2
21	原則、前日（休日を挟む場合は前々日）予約ですが、運行が予定されている時間の当日予約の受付は可能でしょうか？	業務に支障のない範囲で、対応が可能であれば当日予約を受け付けても差し支えありません。	仕様書 8 (1)①、 ③ 仕様書別紙 2
22	予約が1件もない便については運行を要しないとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合は仕様書10（1）ただし書きにいう委託料の減額の対象とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。	仕様書 6 ② 仕様書10(1)
23	令和9年度以降の運行についても実施予定とされていますが、その際の契約方式（再度の公募型プロポーザルによるか、受託者との随意契約によるか）についてのお考えをご教示ください。	令和9年度以降については、今回の受託者との随意契約を想定しておりますが、利用状況や運行実績等を踏まえ検討することとしております。	実施要領 2 仕様書 3